

**プラスチック類・燃やすごみ・不燃ごみの分別・マナー**

シーアイハイツ和光管理組合

ごみシリーズ個別編の最初は、家庭からでるごみとして、最も多いプラスチック類、燃やすごみ、不燃ごみについてです。プラスチック類のリサイクルには、汚れていないことが大切ですので、分別にご協力お願いいたします。

分別	小分別	ごみの出し方【理由等】
1. プラスチック	ペットボトル	《ペットボトルについては、本シリーズ：個別編（2）に掲載予定》
	<p><b>ペットボトル以外のプラスチック類</b></p> <p>リサイクル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・材料リサイクル：パレット、再生樹脂、土木建築用資材など</li> <li>・ケミカルリサイクル：コークス炉化学燃料など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚れていないプラスチック類(PET マーク以外のボトル、ビニール、カップ、パック類、トレー類※、チューブ類、レジ袋等)はプラスチックコンテナへ。 ※洗浄・乾燥済みのトレーは、お近くのスーパーなどの回収箱もご利用ください。</li> <li>・汚れたプラスチック類は、燃やすごみコンテナへ 【資源ごみとして不可】</li> </ul>
2. 燃やすごみ	<p>紙くず、生ごみ、草、木くず、皮、ゴム、汚れたプラスチック、布等</p> <p>燃やすごみは市の清掃センターで焼却されていますが、先ずは排出量を減らすことが求められています。</p> <p>そのうえで出てきた処理後の焼却灰は土木資材等にリサイクルされ、ばいじん（排ガス処理装置から排出された灰を薬剤で固化処理したもの）は他県の最終処分場で埋立を行っています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・透明・半透明のごみ袋、レジ袋などに入れて燃やすごみコンテナへ。</li> <li>・びん類、缶類、その他金属類（バック類の金属）、有害ごみ等は混入禁止 ※たとえ少量であっても、混入されると、清掃員による再分別が必要となり、円滑な業務に支障をきたします。</li> <li>・生ごみはごみ袋に入れてしっかりしぼり、水分、油分の多いものは、必ず新聞紙等にくるむなどして、ごみ袋から漏れない工夫を。 ※各家庭からのごみ出しの際の廊下のしみ、汚れ、また回収コンテナ内での散乱・汚れに繋がります。もし廊下等に漏れた時は、直ちに清掃員に連絡してください。</li> <li>・燃やすごみコンテナ(常時ごみ出し可能な特別措置)は、必ずコンテナの空き具合をみつつ、奥からの投入に努めてください。 【衛生の向上】 ※コンテナの上に置くと、内容物が小動物などにより散乱され、ごみ置き場が不衛生になります。</li> <li>・燃やすごみコンテナは、収集後、消毒されています。消毒前のコンテナへの投入は避け、コンテナの横においてください。 【衛生の向上】</li> </ul>
3. 不燃ごみ	<p>食器類、ガラス、金属類、小型電化製品等（せともの、鏡、鍋、小型電化製品、かさ等）</p> <p>(注:電池は有害ごみ、個別編(3)に掲載予定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・細かいものは、透明袋などに入れて不燃物かごへ。 【散乱の防止】</li> <li>・せともの、ガラス破片、刃物、串等の鋭利なものは保護、また内容物を明記 【回収者の危険回避】</li> </ul>



(注1) 表中の**太字ゴシック体**のごみは、リサイクル、リユースの対象です。